

習志野市教育委員会会議録
(令和元年第7回定例会)

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|---|--------|-------|-----|--------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|----------|-----|---|----------|-----|-----|----------|-----|-----|----------|-----|---|--------|-----|---|--------|-----|-----|------|---|-----|------------|-----|-----|------------|-----|-----|----------|-----|---|-----------|-----|-----|--------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|---|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|-------------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| 1 | 期 日 | 令和元年7月24日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後4時20分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 出席委員 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">教 育 長</td> <td style="width: 30%;">小 熊 隆</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>梓 澤</td> <td>キヨ子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>古 本</td> <td>敬 明</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>赤 澤</td> <td>智津子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>高 橋</td> <td>浩 之</td> </tr> </table> | 教 育 長 | 小 熊 隆 | | 委 員 | 梓 澤 | キヨ子 | 委 員 | 古 本 | 敬 明 | 委 員 | 赤 澤 | 智津子 | 委 員 | 高 橋 | 浩 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 長 | 小 熊 隆 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 梓 澤 | キヨ子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 古 本 | 敬 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 赤 澤 | 智津子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 高 橋 | 浩 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 出席職員 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">学校教育部長</td> <td style="width: 30%;">櫻 井</td> <td style="width: 30%;">健 之</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部長</td> <td>齊 藤</td> <td>勝 雄</td> </tr> <tr> <td>学校教育部参事</td> <td>小 澤</td> <td>由 香</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>天 田</td> <td>正 弘</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部次長</td> <td>村 山</td> <td>典 久</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>小 平</td> <td>修</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>佐々木</td> <td>博 文</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副技監</td> <td>江 口</td> <td>浩 雄</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部副参事</td> <td>吉 岡</td> <td>治</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>中 野</td> <td>充</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>本 間</td> <td>千佳子</td> </tr> <tr> <td>指導課長</td> <td>蓮</td> <td>一 臣</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター所長</td> <td>大河内</td> <td>俊 彦</td> </tr> <tr> <td>総合教育センター所長</td> <td>笹 生</td> <td>康 世</td> </tr> <tr> <td>生涯スポーツ課長</td> <td>三 橋</td> <td>智</td> </tr> <tr> <td>青少年センター所長</td> <td>渡 辺</td> <td>雅 和</td> </tr> <tr> <td>菊田公民館長</td> <td>長 島</td> <td>裕 子</td> </tr> <tr> <td>大久保公民館長</td> <td>河 栗</td> <td>太 一</td> </tr> <tr> <td>大久保図書館長</td> <td>岡 野</td> <td>重 吾</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>利根川</td> <td>賢</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>村 山</td> <td>貴 弘</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>齊 藤</td> <td>洋 介</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>永 田</td> <td>容 子</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>青 野</td> <td>孝 幸</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>藤 原</td> <td>友 哉</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>中 村</td> <td>裕 美</td> </tr> <tr> <td>学校教育課主任管理主事</td> <td>野 村</td> <td>健 一</td> </tr> <tr> <td>指導課主任指導主事</td> <td>杉 山</td> <td>健 一</td> </tr> <tr> <td>指導課主任指導主事</td> <td>窪 田</td> <td>準 子</td> </tr> </table> | 学校教育部長 | 櫻 井 | 健 之 | 生涯学習部長 | 齊 藤 | 勝 雄 | 学校教育部参事 | 小 澤 | 由 香 | 学校教育部次長 | 天 田 | 正 弘 | 生涯学習部次長 | 村 山 | 典 久 | 学校教育部副参事 | 小 平 | 修 | 学校教育部副参事 | 佐々木 | 博 文 | 学校教育部副技監 | 江 口 | 浩 雄 | 生涯学習部副参事 | 吉 岡 | 治 | 教育総務課長 | 中 野 | 充 | 学校教育課長 | 本 間 | 千佳子 | 指導課長 | 蓮 | 一 臣 | 学校給食センター所長 | 大河内 | 俊 彦 | 総合教育センター所長 | 笹 生 | 康 世 | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 | 智 | 青少年センター所長 | 渡 辺 | 雅 和 | 菊田公民館長 | 長 島 | 裕 子 | 大久保公民館長 | 河 栗 | 太 一 | 大久保図書館長 | 岡 野 | 重 吾 | 学校教育部主幹 | 利根川 | 賢 | 学校教育部主幹 | 村 山 | 貴 弘 | 学校教育部主幹 | 齊 藤 | 洋 介 | 学校教育部主幹 | 永 田 | 容 子 | 学校教育部主幹 | 青 野 | 孝 幸 | 生涯学習部主幹 | 藤 原 | 友 哉 | 生涯学習部主幹 | 中 村 | 裕 美 | 学校教育課主任管理主事 | 野 村 | 健 一 | 指導課主任指導主事 | 杉 山 | 健 一 | 指導課主任指導主事 | 窪 田 | 準 子 |
| 学校教育部長 | 櫻 井 | 健 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部長 | 齊 藤 | 勝 雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部参事 | 小 澤 | 由 香 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 | 天 田 | 正 弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部次長 | 村 山 | 典 久 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副参事 | 小 平 | 修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副参事 | 佐々木 | 博 文 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副技監 | 江 口 | 浩 雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部副参事 | 吉 岡 | 治 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育総務課長 | 中 野 | 充 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育課長 | 本 間 | 千佳子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課長 | 蓮 | 一 臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校給食センター所長 | 大河内 | 俊 彦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合教育センター所長 | 笹 生 | 康 世 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯スポーツ課長 | 三 橋 | 智 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 青少年センター所長 | 渡 辺 | 雅 和 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 菊田公民館長 | 長 島 | 裕 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大久保公民館長 | 河 栗 | 太 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大久保図書館長 | 岡 野 | 重 吾 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 利根川 | 賢 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 村 山 | 貴 弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 齊 藤 | 洋 介 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 永 田 | 容 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 青 野 | 孝 幸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部主幹 | 藤 原 | 友 哉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 | 裕 美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育課主任管理主事 | 野 村 | 健 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課主任指導主事 | 杉 山 | 健 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課主任指導主事 | 窪 田 | 準 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和元年習志野市議会第2回定例会一般質問等について
- (2) 平成30年度教育費予算の繰越しについて
- (3) 臨時代理の報告について
(習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について)
- (4) 令和元年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について
- (5) 習志野市文化振興計画の策定について

第3 議決事項

- 議案第32号 習志野市立新栄幼稚園の敷地及び建物の変更について
- 議案第33号 令和2年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について
- 議案第34号 令和2年度使用教科用図書の採択について
(習志野市立習志野高等学校の図書)
- 議案第35号 習志野市立幼稚園設置条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 議案第36号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について
- 議案第37号 文化財指定に関する習志野市文化財審議会への諮問について
- 議案第38号 旧習志野市立本大久保保育所の敷地及び建物の変更について
- 議案第39号 習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

第4 協議事項

- 協議第1号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 協議第2号 習志野市教育振興基本計画(素案)について
- 協議第3号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和元年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

市内の市立幼稚園及び小中学校における空調機器について、6月末をもって市内全幼稚園・小中学校の普通教室への空調機器の設置が完了し、7月1日より稼働開始となったことを報告した。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、議案第35号ないし議案第37号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

非公開部分の会議録について、議案第35号は議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和元年第6回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和元年習志野市議会第2回定例会一般質問等について (教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(1)「令和元年習志野市議会第2回定例会一般質問等について」、説明する。

一般質問については、通告番号1番中央重則議員から通告番号22番平川博文議員までの22名からあった。このうち、教育委員会に関する一般質問は、9名の議員から17件あった。

この他、教育委員会に関わる議案として、習志野市有害図書規制に関する条例を廃止する条例の制定及び習志野市生涯学習複合施設に係る指定管理者の指定についての2件があった。

また、陳情として、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情及び「国における2020年度教育費予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情並びに図書館が購入する図書及び新聞に対する陳情、合計で4件の陳情があった。

教育委員会に関連する一般質問についての総括をすると、学校教育部に关わる質問としては、通告番号1番中央重則議員から、教員の働き方改革並びに通学路安全対策に係るもの、通告番号5番小川利枝子議員他1名の議員から、特別支援教育に係るもの、通告番号6番中山恭順議員から、学校施設再生計画に係るもの、通告番号12番谷岡隆議員他1名の議員から、谷津南小学校へのバス通学に係るもの等について質問があった。

また、生涯学習部に関しては、通告番号3番真船和子議員から、「4. 地域課題について」の中で放課後子ども教室に係るものについて質問があった。質疑のあった内容等の詳細については、資料1ページから15ページに取りまとめているので、参照してほしい。

本日は、働き方改革、通学路安全対策、バス通学、特別支援教育について、説明する。なお、特別支援教育については、指導課より説明する。

教員の働き方改革については、通告番号1番中央重則議員から質問番号4(1)として質問があった。内容としては、主に教員の働き方改革の進捗状況についての質問がなされた。教育委員会としては、業務改善目標の設定、勤務時間に関する意識改革、習志野市運動部活動ガイドラインの策定をしたところであり、引き続き、教員の業務の負担軽減及び時間外勤務の縮減に努める旨を、答弁した。

続いて、通学路安全対策についてである。同じく通告番号1番中央重則議員より、質問番号4(2)として質問があった。この他、通告番号19番木村孝議員から質問があった。内容としては、主に安全確保に対する具体的な取り組みや通学路安全対策協議会についての質問がなされた。教育委員会としては、協議会において、通学路の合同点検を実施し、緊急と思われる箇所につ

いて、安全対策を協議し、対応している旨を答弁した。また、5月に川崎市のスクールバスにおける殺傷事件等があったことを受け、今後も可能な範囲で巡回及び見守りを継続していく旨を答弁した。

続いて、学校施設再生計画についてである。通告番号6番、中山恭順議員より、質問番号4として質問があった。内容としては、主に学校施設再生計画の進捗状況や、学校の適正規模の基準についての質問がなされた。教育委員会としては、検討専門委員会から提言書を提出されているが、計画の策定を進めていく中で、検討専門委員会に提言内容の反映状況を報告して意見を伺うとともに、教育委員会会議で協議を行い、今年度中に第2期学校施設再生計画を策定していく旨を答弁した。また、小中学校の適正規模の基準については、現在のところ基準は定めていないが、本市が目指す教育のあり方、さらに、地域における学校の役割や地域の要望を踏まえ、慎重に進めることが大切であると考えている旨を答弁した。

続いて、谷津南小学校へのバス通学についてである。通告番号12番、谷岡隆議員より、質問番号2(1)、(2)として質問をいただいた。この他、通告番号19番、木村孝議員から質問があった。内容としては、主にバス通学の現状や今後の課題、スクールバスの導入について質問、要望がなされた。教育委員会としては、バス通学児童の増加対応として、直通便の運行などについてバス事業者と協議しており、今後としては、引き続き保護者の方々と意見交換を行うとともに、路線方式を活用した様々な運行形態について、バス事業者と対応を慎重に協議し、検討していく旨を答弁した、と概要を説明

蓮指導課長

続いて、特別支援教育に関する部分について、説明する。

はじめに、通告番号5番小川利枝子議員からの質問について報告する。小川利枝子議員からは、昨年度策定した「令和元年度～令和3年度特別支援学級・通級指導教室整備計画」の目的の再確認と進捗状況及び特別支援教育に係る教職員の専門性の向上等について、質問があった。教育委員会としては、自宅から近い学校に通うことができるようにすることを目的として、市内小中学校全てに特別支援教育のための学級や教室を開設する計画となっている旨を答弁した。進捗状況については、本年度4月、自閉症・情緒障害特別支援学級を22校に、自閉症・情緒障害通級指導教室を1校に設置したこと、また、今後は、第五中学校と第六中学校への知的障害特別支援学級の設置に向けた準備を進めていく旨を答弁した。

教職員の専門性については、児童生徒を指導する教員だけでなく、特別支援コーディネーターなど、様々な立場の教職員への研修や、個別の教育支援計画を通じた保護者との連携等を引き続き充実させていく旨を答弁した。また、本市の特別支援教育の現状を踏まえ、平成30年1月開催の習志野市教育委員会第1回定例会において、教育委員からの「子どもたちが専門の教育を受けられることや、教員の指導の質を上げること」などの意見を受け、本市の特別支援教育の更なる発展に向け、様々な取り組みを進めていく旨を答弁した。

続いて、通告番号12番谷岡隆議員からの質問について、報告する。谷岡隆議員からは、特別支援学級・通級指導教室の教員配置、教材・教具の現状等について、また、肢体不自由障がいや自閉症・情緒障がいの児童生徒への対応について質問があった。教育委員会としては、市内小中学校23校中、22校に特別支援教育の経験がある教員を配置している旨、また、4月に新たに開設した学級の教室整備については、学校からの要望をもとに選定した備品や教材・教具を整えた旨を答弁した。

また、教材の使用を含めた教員の指導方法については、5月に指導経験の豊富な教員が使用法を解説する機会を設けた旨を答弁した。肢体不自由障がいや自閉症・情緒障がいの児童

生徒への対応については、肢体不自由障がいにおいては、適宜、階段昇降機など、物的な配慮を進めたり、校外学習等で支援員の引率を行ったりなど、人的な配慮をしている旨を答弁した。自閉症・情緒障がいにおいては、通常学級における個に応じた配慮について、訪問等の機会を通じて助言している旨を答弁した、と概要を説明

梓澤委員

特別支援教育に関する説明があったが、ぜひ答弁のとおりに進めていただきたい。特に研修については特別支援教育に限らず、より充実したものになるように支援をお願いしたい。小川利枝子議員の質問の中でライフサポートファイルとあるが、これはどのようなものか。文部科学省から作成が義務付けられているものではないように思うがいかがか、と質問

蓮指導課長

ひまわり発達相談センターが中心となり、幼少時から青年に至るまで、第2の母子手帳となるような指導の一貫した記録等を記載したものがライフサポートファイルである。進学や上級学級に上がるにしたがって、毎回保護者が説明しなければならない状態を改善するために、この手帳を見ればその子が抱えている悩みや、保護者が今まで指導してきたことがわかるようなものとなっている。現在、来年4月1日施行に向けて準備をしている段階である、と回答

梓澤委員

必要なものだと思うので、しっかりと準備をしていただきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 平成30年度教育費予算の繰越しについて

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(2)「平成30年度教育費予算の繰越しについて」、説明する。

これは、平成30年度教育費予算の繰越しについて、地方自治法施行令の規定により、議会へ報告したので、その内容を報告するものである。

まず、継続費の逡次繰越である。2件あり、1件目は、「小学校大規模改造事業」で谷津南小学校に係るものである。これは2年にわたる継続事業となっている。繰越額については、458万5千900円となっている。

2件目は、「谷津小学校校舎改築事業」である。これは4年にわたる継続事業となっている。繰越額については、4億2千12万300円となっている。

次に、繰越明許である。これについては4件あり、1件目は、「小学校施設改善整備事業」であり、繰越額は、3千168万円となっている。2件目については、「小学校大規模改造事業」であり、繰越額は4億9千68万2千円となっている。3件目は、「中学校大規模改造事業」で、繰越額は7千519万円となっている。4件目は、「幼稚園施設管理事業」で、繰越額は886万円となっている。

繰越し理由は4件全て同じ理由になるが、国の補正予算による交付金を活用し事業を実施するものであり、平成31年3月に補正予算を計上したものである。事業執行の暇がなかったことから、それぞれ令和元年度に予算を繰越して事業を行うものである。

各事業の契約日や実施時期等については、備考欄に記載のとおりである。後程、御参照いただきたい、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(3) 臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について)

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(3)「臨時代理の報告について(習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について)」、説明する。

令和元年習志野市議会第2回定例会において、習志野市有害図書規制に関する条例を廃止する条例が議決された。これに伴い、社会教育課の事務分掌の変更について習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する必要が生じたところである。

このことについて、廃止条例の施行日である7月1日までの間に、教育委員会会議を招集する暇がなかったことから、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、6月28日付けで教育長の臨時代理としたので、同条第3項の規定に基づき、報告するものである。

新旧対照表を御覧いただきたい。社会教育課の事務分掌として、第10条第23号に「青少年有害図書審議会に関すること。」の記載がある。これについて条例の廃止に伴い、審議会も廃止となることから、削除するものである。

なお、施行日については、習志野市有害図書規制に関する条例を廃止する条例と同様に、令和元年7月1日施行となっている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(4) 令和元年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について

(指導課)

蓮指導課長

報告事項(4)「令和元年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について」、説明する。

7月8日、いじめ問題対策委員会を開催した。委員の皆様から意見をいただいたところであるが、意見の中には、岐阜での事件を受け、担任が抱え込むことなく、組織で対応することの重要性と、いじめの認定、解消の判断についても管理職を含む組織で判断することなど、今後の習志野市におけるいじめ防止対策に生きる意見をいただいた。

資料を使って説明する。資料1ページ目は、アンケートの概要を掲載している。本年度も6月よりアンケートを開始している。

資料2ページ目は、1学期のいじめ認知件数である。今年度1学期のいじめの認知件数は、小学校で1千161件、中学校で65件であった。昨年度6月と比較すると、小学校が1千313件から減少、中学校ではほぼ横ばいとなっている。また、学年が上がるにつれて解消している傾向についても、例年と同様である。

資料3ページ目は、いじめられた相手についてまとめている。小中学校ともに同じクラスの人が

圧倒的に多く、続いて、同じ学年、上級生となっている。中学生では、部活動においてもいじめを訴えており、子どもたちの社会が、徐々に広がっていることがわかる。

資料4ページ目はいじめの内容である。いじめの内容として、小中学校ともに、からかい等が最も多くなっている。からかわれた人が本当はどう感じているのか敏感に察し、思いやりや共感の心を培うことが重要であると考え。からかい等の内容としては、並んでいる時に背中を突つかれた等の軽微なものも暴力としているようである。また、金銭の要求が10件あるが、各学校に聞き取りを実施したところ、遊んでいるときに金銭のトラブルが発生していたり、物の貸し借りにおいてトラブルが発生していたりすることである。暴力や財産を脅かす行為については、所沢の事件の発端も、友人からつねられたことであったように、重大事態へ発展する可能性を秘めていることから、毅然と対応するよう学校へ依頼している。

資料5ページ目から7ページ目については、相談の状況についてまとめている。小中学校ともに、約30%の児童生徒が相談していない状況である。昨年度の小学校の6月における相談状況は、28.3%、中学校では37.1%であり、小学校でほぼ横ばい、中学校では相談していない生徒が減少している。教職員への相談等についてだが、小学校は39%から44%に上昇している。中学校においても、30%から45%へ上昇した。これは、心のアンケートを含め教育相談を1学期の間に実施した成果であると考え。今後も、この現状を維持したいと考えている。

いじめ問題対策委員会では、先生に相談するということは、子どもたちにとって垣根が高いと感じているかもしれないので、先生方から積極的に教育相談を実施し、声をかけ、相談の機会をつくる体制を構築してほしいという意見が出された。本年度は、心のケアをテーマとし、それぞれ、相談率の向上を目指しているが、今後も学校への教育相談の重要性を指導していきたいと思う。また、委員からの意見として、相談できない児童生徒を記名式のアンケートで把握し、日頃から、声かけやSOSの出し方について、各担任から指導してほしいという意見もあった。

資料8ページ目はいじめの解消状況になる。これは、はじめに行った記名式アンケートにおけるいじめが、解消しているかどうかの状況になる。冒頭でも説明したが、いじめが解決したと担任や学年職員だけで判断せず、管理職を中心とした複数人で組織的に判断するよう、今後も指導していく。

本市教育委員会としては、今後もいじめの未然防止早期対応を図っていく、と概要を説明

古本委員

現在、いじめが万が一起きた時は組織で対応することだが、その組織の対応の仕方を研究しているようなところはあるのか。いじめがどのように行われ、それに対する対策、対応を日々研究しているとは思いますが、それが現実的に指導にどう活かされているのか。先生が自分で考えたいじめの対応ではなく、「いじめへの対応策は今こう言われており、これが一番良いことだと思われるからこのような対応をとる」というような研究はされているのか、と質問

蓮指導課長

文部科学省が出しているいじめのチェックシートやガイドブック、早期対応に向けた文書を市内23校に配布し、それを参考に進めるように伝えている。県においても文書や対応策等が出ているため、それらも必ず配布し、参考にしよう伝えている、と回答

古本委員

対応はしているが、何か飛びぬけたことをしているわけではないということか。現実的にいじめが少しずつ減っているようには見えるが、今後もなくなることはないと思う。日々対策がなされる

中で、助けることができていない場合もあると思う。様々ないじめに対する研究がなされる中で、一般的な対応は文部科学省や県から出ていると思うが、それだけではなく、具体的な対策がないと、先生一人の経験では難しい部分もある。いじめに関する本を読んだが、いじめる方といじめられる方の受け方には違いがあり、いじている方はそれほど深刻に捉えていないが、いじめられている方にはとても深刻な影響があり、生涯記憶に残り続けることも考えられるようである。そのような感覚の違いからもアプローチをかけなくてはいけないという話が最近出てきている。先生たちは一生懸命取り組んでいるが、どうしても応えきれていない部分や、救いきれていない部分がある。せつかいじめ問題対策委員会を立ち上げているので、より深く対策していただきたい。認知するだけではなく、認知した後の対策がマニュアル化されれば、もっといじめの数を減らすことができるのではないかと思う、と発言

蓮指導課長

今後検討し、活かしていきたいと思う、と回答

赤澤委員

このアンケートは非常に有効だと思うし、色々と見えてくる情報もあるが、資料5ページ目の設問で、「相談したくてもできなかった」や「相談しない」と答えた子が一定数おり、資料7ページ目の「なぜ相談しなかったか」の設問には「誰に相談するかわからない」といった理由も含まれている。このアンケートを受けて、どのような対応策や工夫を行っているのか。また、アンケートを受けてどうするのかといった全体的な段取りはどのようになっているのか教えていただきたい、と質問

蓮指導課長

「誰に相談するかわからない」、「相談したくてもできなかった」という意見を教育委員会としても真摯に受け止め、今年度より実施している心のアンケートやいじめのアンケートについて、すぐに教育相談を実施するよう伝えているので、今後は「相談したくてもできなかった」等の数字については改善が見られるようになるのではないかと考えている。また、アンケートでいじめの訴えがあった場合は、すぐに学級担任や学年職員で教育相談をし、それを学校内でいじめと認定する場合は各学校で設置しているいじめ対策委員会を開催し、情報を共有して対応をしている、と回答

高橋委員

3点質問する。1点目は、習志野市でいじめの重大事態が発生したことはあるのか。2点目は、資料2ページ目の下のグラフを見ると、小学6年生の今年度のいじめ認知件数が増加しているが、6年生が5年生だった時も多く、4年生の時も多くなっている。この学年はいじめの認知件数が高いままになっていると考えられるが、特定の学校や学級でいじめの認知件数が多発しているようなことはあるのか。3点目は、文部科学省が全国で統一に行っているアンケートがあるかと思うが、全国データを見ると小中学校において「相談していない」という回答は5、6%だったと思う。それと比較すると、習志野市は「相談していない」という回答の割合が非常に高いと思うが、なぜこんなに多いのか、と質問

蓮指導課長

本市における重大事態の発生だが、平成29年に欠席が多くなり、重大事態として認定した記

録がある。2点目の今年度の小学校6年生が昨年度の小学5年生の頃からいじめの認知件数が多かったことについて、何か傾向や特徴等はあるのかとのことだが、やはり、学年により多少の子どもたちの気質等には差がある。多少そういった傾向が今年度の小学6年生にあることは陸上大会の開会式等を見て感じるが、突出してこの学級や、この学校に多いというわけではない。学年によって感じる部分があることについては、指導課でも情報共有を行っている。3点目について、「相談していない」という回答の割合が全国に比べて多いのではないかとということだが、平成28年の第1回のいじめ問題対策委員会においても指摘をされ、経年変化を見てきてはいるが、なかなか向上していかないのも事実である。今年度は1学期に必ず小学校も中学校も教育相談を実施するようにし、先生側から積極的に話しかけていくことによって、教職員の相談件数が増えたように、全国平均に近づく、もしくはそれを上回る相談ができる環境にできるよう、今後取り組んで行く、と回答

小熊教育長

御指摘をいただいたとおり、いじめというのは起こり得るものだという中で、しっかり対応していかななくてはならないというのが教育委員会としての考え方である。いじめ問題対策委員会から指導をいただいた部分もあるが、まずは、繰り返しいじめとは何かを子どもたちに教えていく必要があるのではないかと御指導もいただいた。先ほど委員から話しのあったとおり、相談できないということは教育委員会としては非常に重く受け止めている。いじめのアンケートだけではなく、悩みを聞くといった心のアンケートの観点からも子どもたちの話を聞き、それでも出てこない部分があるかと思うので、例えば本人からではなく、周りの子どもたちの様子で気になることなどを教育相談の中で探っていきたいと思う。教育委員会としての大きな課題だと捉えているので、相談できる体制を少しでも高めていかななくてはいけないと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

報告事項(5) 習志野市文化振興計画の策定について

(社会教育課)

中村生涯学習部主幹

報告事項(5)「習志野市文化振興計画の策定について」、説明する。

平成13年に成立した文化芸術振興基本法は、少子高齢化など社会状況の変化の中、一部改正が行われ、平成29年6月に文化芸術基本法として施行された。

主な改正点は2点あり、1点目は観光やまちづくり、国際交流など、関連分野における施策を法律の範囲に取り込んだこと、2点目は、法第7条において国の定める文化芸術推進基本計画、法第7条第2項には、努力義務として地方文化芸術推進基本計画を定めることが規定された。これを受け国は、平成30年度から令和4年度までを計画期間とした、文化芸術推進基本計画を策定している。

こうした経過から、本教育委員会において、本年度から2年をかけて、計画期間を令和3年度から令和7年度までとする文化振興計画を策定しようとするものである。この計画を策定することにより、地域の特徴や資源を活かした将来像やその実現のために必要な取り組みの明確化、文化に関する部署間の連携・調整を図り、効率的・効果的に文化振興施策を進めることができるといった効果が期待される。

スライド資料4ページ目は、今回取り組む本市文化振興計画の位置付けを図で示したもので

ある。下から上に向かって上位計画を示している。向かって左側の黄色で示されているのが国の計画、ピンクで示されているのが県の計画、右側の黄緑色で示されているものが本市の計画の位置付けとなっている。本市は昭和45年に制定した習志野市文教住宅都市憲章をまちづくりの基本理念として最上位に定めている。文化振興計画は、現在、習志野市教育基本計画に位置付けられている文化や芸術に関連する部分、具体的には基本方針としている、「7. 社会教育の充実」、「8. 文化財の保存と活用」、「9. 芸術文化の振興」、「16. 持続可能な社会教育施設の整備」を踏まえた本市の文化振興にかかる個別計画として位置付けるものである。

学校教育においても文化や芸術活動に取り組んでいるところだが、本日は生涯学習部で所管する社会教育事業をベースに、文化振興に関するこれまでの取り組みの一部を紹介する。

先ほどから説明しているとおり、本市は、文教住宅都市憲章のもと、非常に早い時期から生涯学習に関するまちづくりに取り組んできた。当初は、施設がなかったため、社会教育課の職員が市民会館や地域の集会所を会場に出前講座を実施する取り組みを行っていたが、社会教育法の一部改正を受け、昭和から平成初期の間に施設整備に取り組み、主催事業とサークル団体の育成を進めてきた。

その後、平成に入り、市民と行政職員で構成された「習志野市生涯学習推進会議」が発足、本市の生涯学習の考え方や推進方法について研修を積み重ね、「習志野市生涯学習の推進のあり方とその構築」という建議が提出された。この組織はすでに解散しているが、この建議をきっかけとして平成4年から平成6年度に各公民館に地区学習圏会議を設置し、地域の特色を活かした活動を展開している。その後、平成6年度には教育委員会と習志野市美術会が共催している、習志野美術展覧会「市展」が始まった。

平成7年度には習志野市民カレッジが開校した。平成15年度には袖ヶ浦公民館地区学習圏会議の発案による「習志野かるた」を制作し、かるたの普及のために、その後10年間習志野かるた大会を実施してきた。また、昭和53年の習志野文化ホールの開館をきっかけに、実行委員会による習志野第九演奏会を開催してきたが、この組織は平成18年度に実行委員会がNPO法人格を取得し、現在はNPO法人習志野第九合唱団が主催する活動に成長している。本年1月には大久保地区に生涯学習複合施設がオープンする。市と民間活力による運営、また、複合施設という利点を活かし、新たな生涯学習の拠点、文化の創造に取り組んでいく。

ここからは、写真を使って紹介する。スライド資料6ページ目、左上の写真は、森の音楽会である。菊田公民館地区学習圏会議が運営の中心となり、藤崎小学校を会場に第五中学校区の保育所、幼稚園から小中学校、公民館サークルが参加する音楽会である。このような地域の音楽会の取り組みは、全公民館で行われている。スライド資料6ページ目、右上の写真は、埋立地である袖ヶ浦の子どもたちに、日本の昔の行事を体験させたいという思いから始まった節分豆まき大会である。スライド資料6ページ目、左下の写真は谷津公民館の文化祭の様子である。スライド資料6ページ目、右下の写真は、地域のお囃子の方々が菊田公民館の行事に出演している様子である。スライド資料7ページ目、左上の写真は、先ほど説明した習志野かるたである。かるたは、市民から公募で選ばれた読み札と、絵画サークルに分担して絵札を描いていただき、手作りで構成されたかるたになっている。スライド資料7ページ目、右上の写真は、藤崎にある千葉県指定有形文化財の旧大沢家住宅で行われたおはなし会の様子である。絵本を読み聞かせしている職員は大久保図書館の職員である。スライド資料7ページ目、下段の写真は、社会教育課で担当する習志野市民カレッジの学習風景である。習志野を知り、仲間とともに習志野で活動する人材の育成を図っている。資料の写真は、谷津干潟に実際に入り、体験学習をしている様子である。スライド資料8ページ目、左上の写真は、習志野市芸術文化協会が主催する芸術祭である。協会では伝統文化子ども教室を開催しており、その合同発表会の様子となって

いる。文化ホールの舞台上では、中央辺りでお琴と三味線の演奏が行われており、左側で生け花、右側でお茶を点てるパフォーマンスが行われている。スライド資料8ページ目、右上の写真は、文化ホールが主催する子ども向けのクリスマスコンサートである。最後になるが、スライド資料8ページ目、下段の写真は、市展と第九演奏会の様子である。現在は、それぞれの団体が主体的に取り組む活動となっている。

紹介してきたように、本教育委員会においては、行政や市民、団体を問わず、これまで様々な取り組みをしてきた。文化振興計画は、これまでの取り組みを整理・項目化し、文化芸術に触れる機会の提供と活動の場の整備の他、スライド資料9ページ目の6点を基本的な考え方とし、策定に取り組んでいきたいと考えている。これについては、7月30日に開催される習志野市社会教育委員会議でも意見をいただき、進めていきたいと考えている。

スライド資料10ページ目は、市の上位計画と文化振興計画の計画期間について図で示したものである。文化振興計画は令和元年度から2か年をかけ策定に取り組み、計画期間を令和3年度から令和7年度までとするものである。上位計画と比較すると、計画期間の1年目が遅れてしまうが、しっかりと計画づくりに取り組んでいきたいと考えている。なお、計画に対する評価は1年ごとに行う。

策定までの概略スケジュールについては、今年度は関係各課及び関係団体のヒアリング並びに市民意識調査を行い、分析し、骨子案をまとめたいと考えている。令和2年度は計画案を作成し、庁内意見聴取とパブリックコメントを実施し、計画を決定していくというスケジュールで進めていく。策定までの間、教育委員会会議において進捗状況を報告するとともに、計画に関する意見をいただきたいと考えている。

文化振興計画は、これまで築き上げてきた本市の社会教育の振興、事業の持続発展へ繋がるとともに、まちづくりの推進、地域産業振興、観光振興等へ反映できるようなものの策定に取り組んでいく、と概要を説明

古本委員

説明を聞いて、関係各位が一生懸命活動し、習志野市の文化を盛り上げようとしてくれたのだと思った。今回文化振興計画を策定するにあたり、総合的にプランを立てて取り組むことは良いことであると思う。習志野市には文化ホールがあるが、文化ホールで行う演目について、市民がどういうものを望んでいるかアンケート等をとったことはあるのか、と質問

中村生涯学習部主幹

1年前から様々な興行団体や市民団体に予約をして利用してもらっているが、年間7回から10回程度、文化ホールで企画した自主事業を行っている。これは指定管理者である公益社団法人習志野文化ホールが企画しており、教育委員会には、どのようなことを行うかの届出をいただいている。文化ホールでは自主事業を行った後に、来場者に対して、講演内容を確認するアンケートを取っており、その報告ももらっている。しかし、文化ホールを利用することのない市民に対して、どのような企画があると良いかというようなアンケートは取っていない、と回答

古本委員

今回、文化振興計画を策定するのだから、文化ホールに限らず、大久保の生涯学習複合施設も含めて、市民の方がどのようなものを望んでいるのかアンケートを取ってほしい。どうしても習志野市は今までの歴史の中で音楽の街というイメージがあるのでクラシック系の事業が多くなるかとは思いますが、実は演劇を観たいと思っている人が多くいることも考えられるので、これを機に市

民の方々にアンケート等で意見を聞いていただき、いくつかできる新しい施設等でもそれらの声に応えられるようにすることが、文化振興計画を策定する意味になるのではないかと思うので、ぜひやっていただきたい。また、時々報告のある文化財の保存と活用の件についてだが、何かが発見され市の資産として認定するが、その後の展示する場所がなかなかない状況だと聞く。例えば、総合教育センターや、こども園ができることによっていくつかの施設がなくなっていく中で、文化財の展示をどうするかについても視野に入れて計画を考えていただきたい、と要望

中村生涯学習部主幹

計画を策定するにあたって、これから市民の方々にはアンケートを取る。また、財団の方にもアンケートの取り方について研究してほしい旨伝えようと思う、と回答

吉岡生涯学習部副参事

文化振興計画を策定するにあたり、文化財の取扱いについての項目を入れ込みたいと思う、と回答

古本委員

この機会にぜひお願いしたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は了承された。

議案第32号 習志野市立新栄幼稚園の敷地及び建物の変更について (教育総務課)

佐々木学校教育部副参事

議案第32号「習志野市立新栄幼稚園の敷地及び建物の変更について」、説明する。

本市では、平成15年度に「習志野市におけるこども園構想」を策定し、今後の幼稚園と保育所のあり方を示した上で、地域の子育て拠点施設となる、東習志野こども園を平成18年度に開園した。また、同年度に「子育て・子育て支援体制整備計画」を策定し、市内の中学校区を単位に7つのこども園を整備することを基本的な方向とした。

その後、平成21年度に施設の再編成の具体的な考えを示す第1期計画として、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」を策定した。第1期計画では、杉の子こども園及び袖ヶ浦こども園を整備した。現在、平成26年度からの第2期計画を推進しており、この計画に基づき、大久保こども園を整備し、平成31年4月1日に開設したところである。

大久保こども園については、大久保保育所と新栄幼稚園を統合し、大久保保育所の敷地内で既存施設の改修と新たな園舎の増築工事を行うことで、保育機能に幼稚園機能とこどもセンター機能を加え、こども園化を図った。

この大久保こども園の開設に伴い、新栄幼稚園については、平成31年3月31日をもって閉園となった。このことから、今般、行政財産としての用途を廃止し、普通財産として市長事務部局に所管替えをするものである。

所管替えをする土地・建物の概要、位置図については資料のとおりとなる、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第33号 令和2年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について
(学校教育課)

本間学校教育課長

議案第33号「令和2年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について」、説明する。

本議案は、習志野市立習志野高等学校管理規則第24条の規定により、令和2年度習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について制定するものである。

現在の入試制度は、千葉県公立高等学校入学者選抜要項及び実施細目に準じて、平成23年度入試より実施しているものであり、前期選抜、後期選抜の形をとっている。

前期選抜については2日間で、後期選抜については、1日で実施する。募集定員については、普通科240名、商業科80名であり、前期選抜での入学許可候補者については、普通科で60%、商業科で80%を選抜する。

学区については、第2学区に所属し、普通科においては、第2学区にある6市及びその隣接する3つの学区にある15市町から受検できるようになっている。なお、商業科においては、千葉県全体が学区である。

今年度の主な変更点については、資料9ページ目、新旧対照表の「2 期待する生徒像」を御覧いただきたい。(1)全日制の過程(普通科)及び(2)全日制の過程(商業科)それぞれの「イ」の「c」の語尾を「持っていること」から「持つこと」に変更した。その他の変更点は、資料9ページから11ページ目にあるとおり、学力検査日等の各種日程になる。これは、令和2年度千葉県公立高等学校入学者選抜の日程及び方法と同一日程としている。

最後に、令和3年度の入学者選抜が大きく変更されるので、説明する。

習志野高等学校の入学者選抜については、先ほども説明したとおり、千葉県公立学校入学者選抜要項及び実施細目に準じて行っており、令和3年度の習志野高等学校入学者選抜についても同様に行っていく予定である。その中で、大きな変更点について説明する。1点目は、現行制度では前期選抜と後期選抜の2回行っていたが、新制度から1回となる。2点目は、これまで前期選抜、後期選抜ともに5教科の学力検査を1日で実施していたが、新制度は5教科を2日間に分けて実施する。3点目は、インフルエンザなどで検査当日欠席した生徒の受検機会を保障するため、「追検査」を設ける。4点目は、これまで英語の学力検査の時間が前期選抜で50分、後期選抜で40分であったものが、新制度は、リスニングも含めて60分となる。

今度も、県の動向を注視し、習志野高等学校と連絡を取り合い、対応していく予定である、と概要を説明

高橋委員

1点目として、意見になるが、資料1ページ目の「第2 前期選抜」について、普通科は募集定員の60%等の文章があるが、この書き方では非常にわかりづらい。説明を聞く限り、普通科だと前期で60%、後期で40%を採るということだと思うが、後期の方に何も記載がない。どれだけの人数を採るかというのはとても大事なことなので、前期選抜と後期選抜にそれぞれ明記すべきではないかと思う。2点目として、質問になるが、配点について記載があるが、自己表現検査及び面接についての配点が記載されていないが、これは意図的に公開していないものになるのか、と質問

本間学校教育課長

御意見をいただいた部分については、習志野高等学校と連絡を取り合い、検討していく、と回答

天田学校教育部次長

御意見を聞き、検討の余地があると感じた。しかし、千葉県公立高等学校入学者選抜要項に準じて習志野高等学校の入学者選抜要項を作成している関係で、市立高校ではあるが、学区の問題等も県立高校に準じて行っている。配点に関しても、千葉県公立高等学校入学者選抜要項に準じて、習志野高等学校の入学者選抜要項を作成している状況である、と回答

高橋委員

面接等の配点については、公表されないという理解でよろしいか、と質問

天田学校教育部次長

受検のことについては、習志野高等学校の中でしっかりとした配点基準を作っている、と回答

高橋委員

配点基準自体はしっかりとしたものを作っていると思うが、面接の配点が出なければ、学科の配点だけ出してもあまり意味がないと思う。面接の配点がどのくらい大きいかによって学科の配点の意味が変わってくると思う。県に準じてやっているということなので、今回については良いかと思うが、大学入試では要項については改善が進んでいる。習志野市ではなく県の問題になるのかもしれないが、非常に遅れているように感じる。誰が見てもわかるように作成する必要がある、と発言

天田学校教育部次長

貴重な御意見と捉え、千葉県に本市の意見を話す機会があるので、千葉県と連携を図りながら本市としての意見を出していきたいと思う、と回答

小熊教育長

千葉県公立高等学校入学者選抜要項の表記はどうなっているのか説明してほしい、と質問

本間学校教育課長

千葉県公立高等学校入学者選抜要項には配点の記載はないが、公表の時点で配点が出ている、と回答

高橋委員

公表の時期は大体いつ頃になるのか、と質問

本間学校教育課長

10月に公表されている、と回答

小熊教育長

いくつか御指摘をいただいた部分について、機会を捉えて説明してほしい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第34号 令和2年度使用教科用図書の採択について
(習志野市立習志野高等学校の図書)**

(学校教育課)

小熊教育長が

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、高橋委員の退席を求めた。

< 高橋委員 退席 >

本間学校教育課長

議案第34号「令和2年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)」、説明する。

本件は、習志野市立高等学校管理規則第15条の規定により選定された教科用図書について、習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき提案するものである。選定に至るまでの経緯については、学習の系統性を十分考慮し、学校内の各教科部会での検討、教務部と各教科主任等による検討の後、職員会議を経て、校長による、公正かつ公平な選定が行われた。

令和2年度から新たに選定された教科用図書は、全59冊中、国語、理科、芸術、外国語の4教科、7冊である。全59冊については、資料8ページ目から14ページ目までに記載されている。それぞれに教科書選定理由を記載しているので、御覧いただきたい。

なお、教育委員会会議後、令和2年度使用の教科用図書の需要数について、千葉県教育委員会教育長宛に習志野高等学校長より、「第2表 令和2年度使用教科書一覧表」をもって報告するものであることを御承知おきいただきたい、と概要を説明

各委員が、選定された教科書を閲覧

小熊教育長

新たに選ばれた教科書について、選ばれた主な理由の説明をお願いしたい、と発言

本間学校教育課長

資料15ページ目に記載されているのが新たに選定された7冊であり、それぞれに教科書選定理由が記載されている。今回新たに変更して採択するというので、選定理由を説明する。国語については、教材の内容が生徒にとって親しみやすく、幅広い題材が収められており、生徒の興味関心を引くものを選定した。理科については、教科書の見開き1ページ分が一時間の授業の内容になっており、構成がわかりやすく、練習問題のレベルが実力をつけるのに適切なものとなっている。芸術については、鑑賞の教材が色鮮やかに掲載されており、書道への関心を高める

とともに、説明が簡潔でわかりやすいものとなっている。外国語については3冊あるが、レッスン数が豊富であるにも関わらず文の量が適切であり、英語の4技能である「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」を授業で計画的に取り上げやすいものになっている。主にこれらの理由から、この7冊を令和2年度使用のものとし、選定した、と回答

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長が、
議案第34号の審議が終了したため、高橋委員の除斥を解除した。

< 高橋委員 入室 >

議案第38号 旧習志野市立本大久保保育所の敷地及び建物の変更について(社会教育課)

吉岡生涯学習部副参事

議案第38号「旧習志野市立本大久保保育所の敷地及び建物の変更について」、説明する。

本議案は、旧本大久保保育所跡地を埋蔵文化財調査室として活用することから、これまで保育所として使用していた建物及び敷地を、市長事務部局のこども部より財産移管を受けることに関して、審議していただくものである。

現在、埋蔵文化財調査室は、谷津南小学校の余裕教室を借用している状況である。しかしながら、当該小学校の児童増加と大規模改修工事に伴い移転する必要が出てきた。そこで、平成31年3月をもって閉所となった本大久保保育所を埋蔵文化財調査室として活用するものである。

これにより、行政財産の所管替えの手続きが必要となることから、保育所となっていた当該建物及び敷地について、こども部より移管を受けるものである。本委員会にて了解をいただいた後には、速やかに事務手続きを行い、令和2年度当初予算において、移転に伴う必要経費を計上し、令和3年4月までには移転を行い、調査室を開設したいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第39号 習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について (社会教育課)

藤原生涯学習部主幹

議案第39号「習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

現在、本年11月の開館に向けて習志野市生涯学習複合施設の開館準備を進めており、指定管理者である「習志野大久保未来プロジェクト株式会社」と協議し、準備を進めているところである。そのような中、施設の利用申請に関して電子申請を導入することに伴い、関係規則の一部

を改正するものである。

現在、公民館やスポーツ施設においては、施設管理の運用の中で、生活文化の振興、社会福祉の増進やスポーツの振興に特に寄与する活動の場の提供と確保をすることを目的に、サークル連絡協議会に加入している定期サークルの活動やスポーツ団体の大会の開催などについては、年間を通じた施設の利用調整を行い、優先的に予約をしている。なお、予約に伴う本申請は、使用する月の3ヶ月前の初日以降に行ってもらふ規則になっている。

このような中、生涯学習複合施設に導入する電子申請においては、システムの運用上、予約システムで利用の登録を行った時点で利用申請がなされたものとなる。そこで、これまで公民館やスポーツ施設において、運用の中で行っていた1年間の利用調整による施設の利用申請について規則に明記し、実施していくということが主な改正内容になる。

資料3ページ目は、習志野市公民館管理規則の新旧対照表である。右側の改正後(案)であるが、第2条第2項の下から3行目、「ただし、生活文化の振興及び社会福祉の増進に特に寄与するものとして館長が認めた活動に使用する場合は、この限りでない。」という一言を加え、3ヶ月前からの利用申請でない申請も取り扱えるよう、但し書きを加えた。

資料5ページ目は、習志野市スポーツ施設管理規則の新旧対照表であるが、これについても右側の改正後(案)であるが、第2条第2項の下から3行目に「ただし、スポーツの振興に特に寄与するものとして教育長が認めた活動に使用する場合は、この限りでない。」という但し書きを加え、使用する月の2ヶ月前からの利用申請について、1年前から行えるようにするものである。

資料7ページ目は、生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の新旧対照表である。こちらも改正後(案)であるが、この中で中央公園体育館、中央公園テニスコートの部分については、第18条と第21条に同様のものを加え、1年前からの利用調整による利用申請を受けられるように改正するものである。

その他、習志野市公民館管理規則において、通常使用日の5日前までに利用申請をしてもらうところであるが、部屋に空きがある場合は、5日以降も申請をして利用していただいている現状があるので、現在運用で取り扱っている内容について改正することも踏まえ、今回、関係する規則を改正するものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第39号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について (教育総務課)

利根川学校教育部主幹

協議第1号「令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、説明する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとなっている。点検・評価の対象は、平成30年度習志野市教育行政方針に基づく事業・施策に対する取り組み状況、また、平成30年度に作成した報告書において課題となった事項への以後の対応の状況である。

また、点検・評価の方法は、事務局内で点検を行い、第三者評価を経て、教育委員による点

検・評価を行うことになっている。

はじめに、報告書(案)について説明する。資料2ページ目の上部になるが、今年度の第三者評価については、昨年度に引き続き、元校長の小柳茂氏と、今年度より新たに、社会教育・幼児教育の分野に精通している淑徳大学教授の槇英子氏にお願いした。学校教育と社会教育・幼児教育のバランスをとった人選を考えている。

次に、資料7ページ目は、各課が実施した点検・評価の結果に基づき、総括的な点検・評価をする際の資料として、事務局でまとめた内容を記載している。先ほどの第三者評価者からも、この部分を中心に御意見をいただいた。

次に、資料10ページ目は、平成30年度習志野市教育行政方針に基づいた取り組みに対する、担当課の自己評価である。先ほどの総括的 point 検・評価の基となっているのがここからの部分である。基本方針を基に、具体的な施策・小施策を示し、主な取り組みと成果、取り組んだ結果として今後の課題と方向性を示している。例えば、基本方針1として、「生きる力の基礎を育む幼児教育の向上」があり、それに基づく施策として、「(1) 社会の変化に対応した幼児教育の推進」、その下に(2)、(3)と施策が続いている。各施策の下に記載のある①、②となっているものが小施策であり、さらに具体的な内容を記載している。以下、資料19ページ目まで同様となっている。

次に、資料20ページ目からは、平成30年度の報告書における評価において、今後の課題と方向性として示された事柄に対して、その後の取り組みを再評価したものである。資料20ページ目下段に記載があるが、これは、平成29年度の取り組みに対して平成30年度に点検・評価を行った結果、記載のような課題が出たことに対し、平成30年度中にどのような取り組みを行ったのかを記載しているものが再評価になる。資料26ページ目まで、各課から出た再評価の記載がある。

続いて、概要版(案)について説明する。昨年度と大きく違う点は、これまでは施策の中から、成果を数値で表しやすい内容に絞って取り上げてきたが、数値だけでは取り組みが伝わりにくい施策もあったため、今年度からは写真を取り入れ、よりわかりやすく表現できるよう努めた。

それでは、内容について説明する。資料2ページ目の「基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展」では、教職員の研修、特にICT研修に絞って内容を取り上げた。今後の課題としては、ICT機器の整備を速やかに進めていくことにある。

続いて、資料5ページ目は、「基本方針8 文化財の保存と活用」から、旧大沢家住宅などを活用した事業を取り上げた。旧大沢家を活用したおはなし会の事業では、歴史のある家屋が持つ独特の雰囲気によって、子どもたちがお話の世界に浸って話を聞いている様子がよくわかるのではないかと思う。

最後に資料8ページ目は、「基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備」について、学校のトイレ改修と谷津小学校の建て替え工事について取り上げた。ここでは、学校施設の整備について、計画的に取り組んでいることがわかるよう、数値を示して説明している、と概要を説明

高橋委員

概要版についてお伺いする。資料1ページ目の「幼稚園・こども園の園児数と個別の支援が必要な幼児の数」のグラフだが、折れ線自体は幼児数で、折れ線に係る数値は支援が必要な幼児数という理解でよろしいか、と質問

齊藤学校教育部主幹

幼稚園児とこども園児の折れ線グラフについては、縦軸の単位でいうと100の位に対応してい

る。グラフ上の数字は標記が2桁になっているが、下1桁が隠れてしまっている状態である。個別の支援が必要な幼児の折れ線グラフ上の数字は、正しい支援に必要な幼児の数値になっている、と回答

高橋委員

綺麗なグラフを使っているのだから、しっかりと数字のチェックをしていただきたい。もう1点は、概要版の8ページ目に市内小・中学校のトイレ様式化率についても、54%等ではなく、0.54という比率になっている。せつかくわかりやすくまとめられているので、グラフ等、再度確認していただければと思う、と要望

利根川学校教育部主幹

御指摘いただいた部分について改善を行い、さらにわかりやすいものにしていく、と回答

赤澤委員

報告書(案)の2ページ目に第三者評価をした方の氏名が記載されているが、どのように第三者評価が行われ、どのような結果が出たのかについて、資料のどこを見ればいいのか教えてほしい、と質問

利根川学校教育部主幹

第三者評価をいただいたところについては、資料7ページ目からの総括的な点検・評価について主に意見をいただいた。各課の評価について担当で取りまとめたものに、第三者評価者に御意見をいただいたものが、この資料10ページ目以降の総括的な点検・評価となっている。第三者評価者からは、「この課はこの部分について力を入れているのだから、その部分について総括的な点検・評価の中に入れてほしい」という御意見をいただいたので、その部分を付け足すなどしている。その他に、例えば、評価の中で、「現在の評価はこれでいいが、今後、習志野市として幼児教育の面でももう少しこの部分を頑張った方が良いのではないか」といったアドバイス等もいただいている。アドバイスいただいた部分についてはこの中に記載していないが、教育委員会内で情報共有を行う、と回答

赤澤委員

第三者評価者に提示した資料はどのようなものか。また、客観的な第三者評価の内容については、この中にはそのまま入っていないという理解でよろしいか、と質問

利根川学校教育部主幹

第三者評価者に提示した資料については、本日資料として出している報告書(案)とほぼ同じものを提示している。それに対し御意見をいただき、修正をしたものがこの報告書(案)になっている。また、第三者評価者の評価をそのまま載せるということはしていない、と回答

古本委員

申し訳ないが、評価がよくわからない。以前はA、B、Cといった評価があったかと思うが、今回は何かを行ったという結果しか記載がなく、評価としては理解しづらいのではないかと質問

利根川学校教育部主幹

平成30年度のそれぞれの取り組みに対し、各課の自己評価にあるようなA、B、Cといった評価は行っていない。ただし、再評価の中でA、B、Cで示し、今後も引き続き行っていくかどうかを達成度として記載している、と回答

古本委員

この点検及び評価の目的は何か、と質問

利根川学校教育部主幹

習志野市教育基本計画を年度ごとに具体化した計画が習志野市教育行政方針になる。習志野市教育行政方針がしっかりと進行管理されているかについて毎年振り返り、最終的には基本計画の目的がきちんと達成されるかについて管理していくものである、と回答

古本委員

そうであれば、達成されているかどうかについての評価が一番大切な部分だと思う。何かを行ったということだけでは、評価はあまりできていないのではないかと思う、と発言

利根川学校教育部主幹

例えば、資料10ページ目以降に各課が取り組んだことについて記載しているが、それぞれ今後の課題と方向性を示している。それが今年度中に取り組む課題となっているので、このようなところで点検・評価をしたことについて、今後の取り組みに活かしていくという形で進めている、と回答

古本委員

この議題は、あくまでも評価をもって、我々委員が協議するものだと思う。点検及び評価であるならば、まずはじめに点検・評価した内容が結論としてあり、それに対して今後の課題があるような形が理想であると思うが、この資料では評価の部分が見えてこない。もう少し評価が見える形にしていただけるとありがたい、と要望

利根川主幹

いただいた意見を基に、評価等がはっきりとわかる資料になるよう、今一度各課と検討したいと思う、と回答

古本委員

ぜひお願いしたい。特に第三者評価は重要だと思う。第三者評価を受けたことに対し、今後の課題等が出てくるかと思うが、第三者評価を載せていないとなると、あまり自分たちの姿が見えないままになってしまうと思う。自分たちの評価があり、それに対して第三者評価があり、それを受けての今後の課題という流れになると思う。せっかく第三者評価を受けているのだから、第三者評価は載せるべきだと思う、と発言

利根川主幹

第三者評価の意見については、総括的な評価の中には反映してまとめている。第三者評価者に依頼した時に公表の仕方を説明していなかったのも、そのあたりも検討し、改善したいと思う、と回答

古本委員

評価は第三者評価者からの意見だと思う。意見を載せないと評価にならないと思う。意見を公表するのは当たり前だし、公表することを伝えていなかったため記載できないということでは、評価にならないと思う、と発言

利根川学校教育部主幹

御指摘いただいた点も含め、今後について検討していきたいと思う、と発言

高橋委員

今、我々が求めている評価というのは、何をしただけではなく、どんな成果があったかということもあると思う。その転換がまだ十分にできていないように感じる。何か目標を立てるとするならば、全てを数字にできるわけではないと思うが、何か変わったものが見えてくるような設定の仕方を考えた方が良いと思う、と発言

利根川学校教育部主幹

いただいた御意見を基に、さらに改善していきたいと思う、と回答

小熊教育長

第三者評価の扱いについて、また、評価のあり方について意見があったので、いただいた意見を参考にし、再度中身を見直して議題として提出していただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号 習志野市教育振興基本計画(素案)について

(教育総務課)

利根川学校教育部主幹

協議第2号「習志野市教育振興基本計画(素案)について」、説明する。

習志野市教育振興基本計画は、現行の習志野市教育基本計画が平成26年度から令和元年度までの計画期間となっていることから、次年度からの6年間を期間とする新たな計画として策定しようとするものである。策定にあたり、昨年度より策定委員会及び作業部会で作成を進めてきた。未だ作成の途中ではあるが、素案としてまとめたので、意見をいただき、さらに今後の作業を進めていきたいと考えている。

「習志野市教育基本計画の策定について」を御覧いただきたい。はじめに、教育振興基本計画とは、習志野市基本構想に示された将来都市像「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を教育の面から実現することを目指し、本市教育の総合的、計画的な指針として策定するものである。実施期間については、習志野市後期基本計画に合わせ、令和2年度を初年度とし、令和7年度を目標とする6ヶ年計画である。中央上部の図では、本市の基本計画と本振興基本計画が期間を同じくしていることを示している。また、期間だけではなく、計画の内容も市の基本計画との整合性を図り、作成しているところである。

現行の基本計画では、「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標として、4つの政策、18の基本方針、45の施策に基づく事業に取り組んできた。昨年度に計画

の取り組みについて中間評価を行い、成果と課題を明らかにしている。主な課題としては、これまでの取り組みで残った課題と、新たに加わった課題を示している。新たに加わった課題とは、学習指導要領の改定や、学校における働き方改革等の社会状況の変化に応じた課題のことである。これらの課題に対し、4つの政策と18の基本方針に基づき取り組んでいく。

政策Ⅰは「未来をひらく教育の推進」である。これは幼児教育と学校教育に対する政策である。政策Ⅱは「生涯にわたる学びの推進」である。これは生涯学習に対する政策である。政策Ⅲは「学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進」である。これは政策Ⅰ、Ⅱを補完する政策という位置付けをしている。政策Ⅳは「教育環境・学習条件の整備」である。これは政策ⅠからⅢを支える政策と位置付けている。この4つの政策を18の基本方針に方向付けし、それらをさらに具体化した44の施策を設定している。先ほどの課題に対しては、基本計画編のなかで具体的な施策として示している。

今後の策定スケジュールだが、本日の素案に対していただいた意見を反映させ、加筆・修正を進めていく。その後、9月から10月までにパブリックコメントに付ける案をまとめる。パブリックコメントに付ける案が整い次第、10月の教育委員会会議で協議していただきたいと考えている。協議して意見をいただいた後に、11月から12月にかけてパブリックコメントを実施し、市民からいただいた意見を加味して最終案を作成し、2月以降の教育委員会会議で議決事項として提出したいと考えている、と概要を説明

小熊教育長

スケジュールはわかったがポイントがわからない。今回の計画が後期計画になると思うが、後期計画のポイントとなることを端的に数点挙げていただきたい、と要望

利根川学校教育部主幹

大きな変更点について説明する。資料15ページ目を御覧いただきたい。1点目として、これまでは基本方針と小施策を記載していたが、今回の教育振興基本計画ではそれに加え、主な事業として、これまで予算化して取り組んできた施策や、予算はないが事業として取り組んできた施策を記載した。資料10ページ目を御覧いただきたい。2点目として、これまでの取り組みから出てきた課題について、「(2)新たに示された教育の方向性や、社会状況に応じた課題」として、①から⑦の新たな課題を出している。これに対する取り組みを施策として新たに加えている、と回答

小熊教育長

委員に意見を求めるのであれば、何について意見を言えば良いのかを説明すべきである。スケジュールについての異論はあまりないかと思う。後期計画の何が柱で、何に取り組んで行くのかということをしっかり説明しないと意見の出しようがない、と発言

利根川学校教育部主幹

今回の教育振興基本計画は、前回の基本計画を前期計画とするのであれば、その後期計画にあたるものになるため、基本的にベースは前期の計画を引き継いでいる。その上で、前期計画の期間中にあった新たな課題に対しての取り組みが入ってきている。資料10ページ目にある「(2)新たに示された教育の方向性や、社会状況の変化に応じた課題」、「①いじめ・不登校への対応」についてだが、これに関しては、平成30年度の市民調査で、学校の取り組む施策として何が一番重要かという設問に対し、「いじめ・不登校の未然防止、解決に向けた取り組み」と

回答した人が最も多くなっている。これを受け、「基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展」、「①いじめ・不登校の未然防止・早期発見に努め、いじめや不登校が発生した場合の解決に向けた取り組み体制を整備します。」ということで、施策として記載している。このように、以下、児童虐待への対応、学校における働き方改革への対応等、新たな取り組みを記載している、と回答

古本委員

今回の教育振興基本計画では、今ほど説明のあった7つの課題について新たに加え、施策を考えているという理解でよろしいか、と質問

利根川学校教育部主幹

そのとおりである、と回答

小熊教育長

新しい計画に関することであるため、内容を精査し、スケジュールに沿って提出していただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

＜議案第35号ないし議案第37号については非公開。

ただし、議案第35号については、

令和元年8月29日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

議案第35号 習志野市立幼稚園設置条例の一部を改正する等の条例の制定について

(教育総務課)

青野学校教育部主幹

議案第35号「習志野市立幼稚園設置条例の一部を改正する等の条例の制定について」、説明する。

これは、10月から実施する幼児教育・保育無償化に係るものであるもので、議案を説明する前に、幼児教育・保育無償化について説明する。

はじめに、概要から説明する。幼児教育・保育の無償化は、令和元年5月10日に改正子ども子育て支援法が可決され、本年10月から本格的にスタートすることになる。無償化に係る実施財源は、人間形成の基礎を作る幼児期の教育の重要性に鑑み、社会全体で全ての子どもたちの健やかな成長を支援する仕組みとして、消費税増税分の一部を特定財源に充てる大きな制度改正となる。

次に、実施内容だが、対象は、法律により制度的に質を担保された幼稚園・保育所・こども園となる。また、保育が必要な子どもについては、幼稚園・こども園の預かり保育が対象になるとともに、待機児童対策の観点から、認可外保育施設等も無償化の対象となる。

次に対象クラス、年齢になるが、今回の無償化では、3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもが対象となる。また、0歳児クラスから2歳児クラスについては、市区町村民税非課税世

帯の子どもが対象となるが、習志野市の場合は保育所・こども園・公立幼稚園では既に無償としているので、大きな変更はない。

次に、幼児教育・保育無償化の意義・効果について説明する。まず意義となるが、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うもので、全ての子どもに質の高い教育を受ける機会を保障することはとても重要なこととなる。それを無償化により、幼児教育にかかる費用を社会全体で負担することで、全ての子どもに質の高い幼児教育を受けることを実質的に保証することになる。次に効果として、経済的負担感の大きい幼児教育の費用を軽減し、少子化を改善することが上げられる。スライド資料4ページ目は、国の出生動向基本調査結果となる。妻の年齢別に見た予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦のうち、子育てや教育にお金がかかりすぎるからと回答した人の割合となる。30歳未満で76.5%、30歳から34歳で81.1%と高くなっている。次に、スライド資料5ページ目は国が実施した結婚・家族形成に関する意識調査の結果で、どのようなことがあればあなたはもっと子どもがほしいかとの設問の回答結果になる。将来の教育費に対する補助が68.8%、幼稚園・保育所などの費用の補助が59.4%となっており、多くの人が補助を求める結果となっている。

次に効果として、幼児教育への投資の効果は受けた本人だけでなく、社会に対しても効果が大きいことが上げられる。スライド資料6ページ目の調査結果は、1960年代のアメリカ・ミシガン州で、2年間就学前教育を受けた者と受けなかったものとの間で、40歳時点までどれほどの差があるかを追跡した「ペリー就学前計画」の結果になる。この調査にかかる幼児教育では、特に根気強さや注意深さ、意欲、自信といった非認知的特質に重点をおいた教育をしたところ、本人としては14歳での基本的な到達は幼児教育を受けた人が49%、受けない人の15%の3倍強となっている。また、社会に対する効果としては、月給2千ドル以上で幼児教育を受けた人が29%、受けなかった人が7%と4倍強となっている。また、生活保護の非受給率は教育を受けた人が41%、受けない人が20%と約2倍の差となっている。幼児教育は、社会的にも税収の増や、生活保護受給の削減などの効果があることがこの調査結果から読み取ることができる。

次に、無償化の内容を説明する。まず、保育所・こども園の長時間児のケースとなる。3歳児クラスから5歳児クラスについては保育料が全て無償となる。ただし、給食食材料費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、無償化の対象外となり実費負担となる。この食材料費については、負担軽減措置がされる。食材料費が徴収されることにより、逆に負担が増えてしまうことがないよう配慮している。これまで国基準保育料で軽減措置がされていた、年収360万円未満相当世帯と、第3子以降については、食材料費の支払いが免除される。

次に、幼稚園・こども園短時間児となる。こちらも3歳児クラスから5歳児クラスまで保育料が無償となる。ただし、新制度未移行の幼稚園、私立幼稚園は独自に保育料を設定していることから、上限月額2万5千700円までが無償となる。次に幼稚園・こども園短時間児のうち、保育所等に入所する子どもと同じように、保育が必要な子どもは、教育時間前後に行う預かり保育について、上限1万1千300円まで無償化される。この保育が必要とされる要件については、これまでの保育所等と同様に、日中仕事をしているため、月64時間以上、児童の保育にあたれない等になる。

次に、幼稚園・こども園の給食食材料費になる。これまで幼稚園等で実費負担とされていた給食食材料費については、先ほどの保育所等と同様に無償化の対象外となり、併せて、負担軽減措置がされる。この食材料費だが、おかずなどの副食については、無償化の制度のなかで負担軽減措置がされるが、ごはんなどの主食については減免制度がない。そのため、保育所等と同様に、副食の軽減措置の対象者である年収360万円未満相当世帯と、第3子以降については、市の負担により主食費の支払いを免除する予定となっている。このことについては、市長事務部

局所管の「習志野市立学校等の給食費等に関する規則の一部を改正する規則」の中で定めていく。

次に、認可外保育施設になる。待機児童問題により、認可保育所に入れない子どもたちについても、代替措置として、保育の必要性があると認定された3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額の3万7千円までの利用料が無償化される。この無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要となる。ただし、経過措置として5年間は基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする措置がされている。そのため質の確保が課題となる。

次に、その他の無償化の対象を説明する。まず、企業主導型保育事業、特別支援学校の幼稚部が無償化の対象となる。また、小学校入学前までの3年間を対象に、児童発達支援サービスの利用料が無償化される。この場合、幼稚園や保育所等、他の無償化対象施設を利用していれば、いずれも無償となる。その他、例外的に、ファミリー・サポート・センター、一時保育、病児保育、ベビーシッター等の利用料が無償化される場合がある。

次に、無償化実施にあたる課題について説明する。まず、第一に幼児教育・保育ニーズの増加が見込まれる。既に平成29年4月から無償化を先行して実施している大阪府守口市の例では、保育所等への入所申込み数が前年度757人に対し、1千52人と約1.4倍に増加している。増加理由としては、無償化によるお得感から、潜在的保育需要が掘り起こされたのではないかと報道では論評されている。併せて、保育ニーズの増大により、保育にあたる保育士等の確保が、より難しくなることが懸念されている。2点目の課題として、子育て支援の公平性の確保の課題がある。無償化の対象施設を利用していない在宅で育児をする世帯、また、無償化対象外施設、幼稚園と同じような幼児教育を実施していて、幼稚園の認可を受けていない施設を利用する子どもなど、対象とならない子育て世帯との公平性の確保が課題となっている。最後に3点目の課題として、保育の質の確保がある。認可外保育施設は、指導監督基準を満たさなくても無償化の対象となる経過措置がある。今後、一定の質を確保できない施設ができる可能性もあり、どのように質を確保していくのか、対処が必要になる。

幼児教育・保育無償化の概要説明については以上となる。なお、補足説明資料として、「幼児教育・保育無償化による負担の変化について」を配布している。保育所・こども園・幼稚園の利用負担の変化をまとめたもので、上段が現行、下段が無償化後になる。無償化後の負担がどのように変わるか整理したので、後程御覧いただきたい。

続いて、議案を説明する。子ども・子育て支援法の改正により、本年10月1日より幼児教育・保育の無償化が開始されることに伴い、保育料に係る条例の整備を行うことについて、市長に申し入れを行うものである。内容としては、これまで幼稚園保育料の徴収について規定していた習志野市立幼稚園保育料徴収条例を廃止し、法改正に合わせた文言整理を行った上で、保育料に係る規定について幼稚園設置条例に規定しようとするものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第36号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について

(社会教育課)

吉岡生涯学習部副参事

議案第36号「習志野市史編さん委員会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第36号は原案どおり可決された。

議案第37号 文化財指定に関する習志野市文化財審議会への諮問について(社会教育課)

吉岡生涯学習部副参事

議案第37号「文化財指定に関する習志野市文化財審議会への諮問について」、概要を説明

採決の結果、議案第37号は原案どおり可決された。

小熊教育長が

令和元年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言